

談合に係る指名停止について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

平成27年9月24日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 宇田川 泰彦
契約管理係長 奥間 朝宏
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 前城 政和
管理第二係長 知名 紀枝
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

談合に係る指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
① (株) ニッショウ	東京都江東区猿江 2-8-2
② (株) 東洋実業	北海道札幌市中央区北 6 条西 2 2-2-7
③ (株) 清水商会	千葉県千葉市中央区松ヶ丘町 6 3 5
④ 旭防災設備 (株)	東京都世田谷区代田 3-1 3-1 2

2. 指名停止措置期間：

- ①・② 平成 27 年 9 月 24 日 ~ 平成 28 年 1 月 23 日 (4 ヲ月)
- ③・④ 平成 27 年 9 月 24 日 ~ 平成 28 年 5 月 23 日 (8 ヲ月)

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

第一防災株式会社の代表取締役と支店長は、国土交通省東京空港事務所が発注した消防設備が正常に作動するかを調べる業務の入札で落札できるよう、当該入札に参加した他 9 社と談合し、公正な入札を妨害したとして、平成 27 年 7 月 6 日、公契約関係競売等妨害容疑で警視庁捜査第二課に逮捕された。

また、この入札談合に加わった、9 社の担当者は、平成 27 年 8 月 6 日、談合罪で略式起訴された。

5. 指名停止措置理由

①・② (株) ニッショウ他 1 社の一般役員等が、国土交通省東京空港事務所発注業務にて談合罪で略式起訴されたことは、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 9 号口に該当するとして指名停止措置を行った。

③・④ (株) 清水商会他 1 社の代表役員が、国土交通省東京空港事務所発注業務にて談合罪で略式起訴されたことは、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 11 号に該当するとして指名停止措置を行った。

○指名停止要領 別表第2

措置要件	期間
<p>9 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場 合に限る。）が公契約関係競売等妨害競売入札妨害又は談合の 容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたと き（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 当局の所属担当官 ロ 当局の所属担当官以外の関係省庁の所属担当官</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から</p> <p>3ヵ月以上12ヵ月以内 2ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>11 当局又は関係省庁の所属担当官が締結した請負契約に係る 工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の 容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起された とき（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 4ヵ月以上12ヵ月以内</p>